

保険証（カード被保険者証）について

{注意事項及び再交付等}

保険証（健康保険被保険者証）は各医療機関で提示することにより自己負担（窓口負担）のみで診療をうけられ、また、身分証明の代替として使用される場合があります。

従来は世帯単位で紙の保険証でしたが、組合員一人一人カードとなり紛失しやすくなっております。くれぐれも保管には十分ご注意ください。

とくに高校生以下のお子様や高齢者のカードについては、被保険者およびその配偶者等保護者が常時責任をもって保管管理をしてください。

また、盗難にあわれたときは、すみやかに警察へ届出てください。

* 保険証を受取ったら

保険証（健康保険被保険者証）を新たに受取られた場合は記載内容を確認し、カード裏面に住所を記入して大事に保管してください。

（お子様のカード証裏面記載は、保護者代筆でかまいません。）

住所変更があった場合は書き直してください。

（住所変更ごとに新しくカード発行はいたしません。）

* 再交付

保険証の再交付を希望される場合は「[健康保険被保険者証再交付申請書（滅失・紛失・毀損・破損届）](#)」および「[健康保険被保険者証滅失（紛失）始末書](#)」に必要事項を記入捺印のうえ事業主経由で申請していただきます。

* 注意事項

- 住所を除いて勝手に書き替えないでください。
- 保険証を汚したり破ったりしないでください。
- 保険証は必ず手元に保管し、受診するときは持参窓口提示し医療機関へ預けっぱなしにはしないでください。
- 保険証の貸し借りはしないでください。
- 退職や就職・扶養資格要件をみたさなくなったら、5日以内に事業主経由で必ず返却してください。

（返却されずに退職日以降受診された場合、後日、保険診療額全額を返還し

ていただくこととなりますので注意してください。)

- 紛失・盗難により思わぬ金銭トラブルや身分証明使用等他人に悪用され身に覚えがない請求をされる場合もありますので注意してください。
{防止対策としては、盗難ならば警察に届出、各個人情報機関（全国銀行個人情報センター/C I C / J I C C）へ連絡しておくこと未然に防げる場合があります。}
- 毀損・破損の場合は「健康保険被保険者証滅失（紛失）始末書」の提出はおりません。